

令和5年第1回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年1月5日（木）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

なし

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮
推13	宮永 義一	推14	東 直幸	推15	大家 泉	推16	園田 勝義
推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推17 永田 眞一

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	係長	園木 俊範	参事	磯野 真悟
主任	大原 三和	会計年度任用職員	小山久美子		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第2号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから開会いたします。

本日は農業委員総数19名、皆様の御出席であります。

農地利用最適化推進委員19名のうち、17番、永田推進委員より欠席の届けがあっており、18名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第1回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、改めましてあけましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

今年の正月ですけれども、コロナ禍ではありましたが、3年ぶりに行動制限がないという正月ということで、それから天気にも大変恵まれて良い正月を迎えられたんじゃないかなと思います。

そんな年始のお忙しい中、第1回の総会ということでお集まりをいただきました。本当にありがとうございます。

私たちのこの農業委員会、現体制になりましてちょうど1年半を過ぎようとしています。半ばを過ぎようとしているところで、去年基盤強化法の法改正等がありまして、今年から人・農地プランが法定化されて地域計画をつくるということになりました。農業委員会の役割としては、農地ごとに将来の受け手の人を示すというそういう目標地図の案をつくるというのが、農業委員会に課せられた役割に今なっています。これの業務については、今年から皆さんの通常の業務に加えまして、この地図の作成に向けて、意向調査などそういう活動あたりが増してくるのかなと思いますけれども、そのへんのところはまたよろしく願いしたいと思います。今年一年、委員の皆さんといろいろな意見を交わしながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、先ほど事務局長からお話がありましたように、前回の総会の中で、農地の権利移動の対応等についていろんな御意見がございました。事務局等にも相談をしまして、こういう形でやったらどうかなあというのを事務局とも打ち合わせをしております。そういうことで挨拶に代えさせていただきます。また1年間よろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） では、早速議事のほうに入りたいと思います。

本日は、第1号から4号までの113件の議案審議、1号から2号、39件の報告がございます。

皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号2番の高田優子委員、3番の村上孝夫委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言されますようよろしくお願いいたします。

併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみで挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は6件です。このうち受付番号2番は、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限の規定に本田委員が該当するため、受付番号2番を除いて、受付番号1番から6番までを先に採決をいたしまして、2番の審議前に本田委員には退室を求めたいと思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。1ページをお願いいたします。

議第1号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、大浜町の申請人で、大浜町の田242㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

2ページをお願いします。

2番、中坂門田の申請人で、中坂門田の畑を1,126㎡外2筆、計1,382㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

3番、大倉と向津留の申請人で、大倉の田731㎡を労力不足と契約内容変更のため賃貸借権を設定するものです。

4番、さいたま市浦和区と川部田の申請人で、山部田の畑702㎡外4筆、計6,655㎡を贈与するものです。

5番、六田と横島町の申請人で、横島町横島の田862㎡を労力不足と小作地取得のため売買するものです。

6番、天水町の申請人で、天水町立花の1,011㎡外12筆、計18,989㎡

を経営移譲のため使用貸借権を設定するものです。

以上6件、合計28,861㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る12月26日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号2番を除いて、受付番号1番から6番まで順に委員の説明をお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員番号3番、田中です。1番の案件について御説明いたします。

本件は譲渡人が労力不足のため、これまで委託されていた譲受人へ売買するものです。譲受人は、委託されていた祖父の後継者として、土地利用型の農業を展開しており、下限面積も十分に満たしており、全く問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます

続きまして、3番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。3番の案件について説明します。

申請理由は、賃貸人の労力不足、賃借人は利用権設定での契約期間が、令和4年12月26日で満期となるため、5年契約で賃貸借権を設定されています。この賃借人80歳と高齢ではありますが、現役で農業をされており、下限面積要件も満たすため、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 9番農業委員、岡村です。4番の案件を説明いたします。

譲渡人はさいたま市に在住で、贈与です。譲受人は小作者で何の問題もないと思いますので許可相当と思います。この中の経営面積2,152㎡と書いてありますが、違っております。どこかわかりません。以上です。

○議長（下川 安君） 続きまして、5番をお願いいたします。

○推15番（大家 泉君） 推進委員番号15番、大家です。

譲渡人は譲受人に小作地として提供しておられましたけれども、このたび労力不足ということで譲り渡すということがございます。何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） 続きまして、6番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。6番の案件について説明します。

申請農地は、貸人の父が農業後継者の子である借人に農業経営の経験を学ばせるために親子間の使用貸借を設定するものです。下限面積要件も満たしており、問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請、受付番号2番を除いて1番から6番の5件について委員の説明が終わりましたが、皆様から御意見、御質問はありませんでしょうか。

その前にさっきの4番の耕作面積かな、そこについてちょっと事務局で説明できるかな。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。4番の案件の耕作面積ですけれども、譲受人の現在の経営面積というのが、申請理由の贈与の右側に数字が2種類ありますが、上の6,655㎡につきましては譲渡人の経営面積になります。2,152㎡につきましては譲受人の経営面積になります。この2,152㎡と今回贈与を受ける6,655㎡を合計すると、下限面積の5反要件を満たしますので、許可ができるものと思います。

また、譲受人につきましては、個人の経営面積になりますので、法人の面積は含んでいません。

○議長（下川 安君） ほかに何か御質問はありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第1号農地法第3条の規定による許可申請5件につきまして、2番を除く5件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第1号、2番を除いて1番から6番までの5件につきましては、許可をすることに決定いたしました。

ここで議第1号、受付番号2番の審議に入ります前に、議事参与の制限規定によりまして、本田委員に退室を求めます。

— 8番 本田多美子君 退室 —

○議長（下川 安君） 本田委員が退室をされましたので、審議を行います。

先ほど事務局から説明が終わりましたので、2番につきまして委員の説明をよろしくをお願いします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員番号6番、縄田です。2番の件について説明いた

します。

譲渡人は高齢のため労力不足で譲受人は規模拡大です。譲受人が高齢のため娘の同級生である譲受人に耕作と管理をお願いするということになります。現状は畑に栗が植わっているので、今後何年かは栗をして、その後伐採してみかんを栽培されるそうです。下限面積もクリアしており、問題ないと判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

3条申請2番につきまして委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第1号農地法第3条の規定による許可申請2番について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第1号2番につきまして、許可することに決定いたしました。

これで議第1号は全て採決を終わりました。

ここで本田委員の入室を求めます。

— 8番 本田多美子君 入室 —

○議長（下川 安君） それでは、本田委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。

議第2号、受付番号1番につきましては、経緯説明書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局の担当者が読み上げます。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について経緯説明書朗読 —

○議長（下川 安君） すみません、経緯説明と説明とが逆になってしまいましたけれども、局長から議案の説明をいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。3ページをお願いします。

議第2号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、小天の田、現況雑種地2,591㎡外3筆、計5,542㎡で、転用目的は中学校駐車場等です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、

市役所等が存在する農地で、第3種農地と判断しております。

以上1件、5,542㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る、令和4年12月27日に地元の委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 議案と経緯の説明が逆になってしまいましたけれども、終わりましたので、委員から説明をお願いいたします。

○推18番（後藤雄一君） 推進委員18番、後藤です。ただいまの案件について御説明します。

ただいま事務局より説明があったとおりでございます。

審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条の申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、委員から御意見、御質問がありましたらよろしく申し上げます。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第2号農地法第4条の規定による許可申請1件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく申し上げます。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第2号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。

議第3号には、受付番号5番、それから9番、10番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げますのでよろしく申し上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いいたします。

議第3号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が山田の田885㎡外1筆、1,892㎡で、転用目的は建売住宅7戸です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、

第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が山田の畑143㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の畑143㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5ページをお願いいたします。

4番、申請物件が田崎の畑402㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が中坂門田の畑324㎡で、転用目的は倉庫・家庭菜園です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町山下の畑41㎡で、転用目的は宅地拡張（通路）です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が岱明町高道の田291㎡外1筆、計973㎡で、転用目的は事業用地拡張（コンビニエンスストア駐車場）です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、拡張面積が既存面積の2分の1以内であることから、例外的に許可は可能となっております。報告第1号21番と関連しております。

8番、申請物件が横島町横島の田246㎡で、転用目的は事業用地拡張（資材置場）です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、拡張面積が既存施設面積の2分の1以内であることから、例外的に許可は可能となっております。

6ページをお願いします。

9番、申請物件が横島町横島の田、現況宅地、農業用施設用地445㎡で、転用目的は農業用施設（選果場・事務所）です。農地区分は、農用区域内にある農地で、原則許可はできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。報告第1号20番と関連しております。

10番、申請物件が天水町部田見の田、現況雑種地445㎡で、転用目的は歯科医院駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農

地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上10件、合計5,054㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る令和4年12月26日及び27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番からです。5番に始末書が付いていますので、1番から4番まで委員の説明をお願いいたします。連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは、1番、2番、3番が同じ委員ですのでよろしく申し上げます。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は玉名バイパスから入って500mほどのところになります。転用面積は1,898.68㎡、建売住宅（7戸）です。給水は上水道、雨水は市道側溝へ放流、生活雑排水、公共下水道へ放流、汚水は公共下水道へ放流、西側、北側の境にはL型擁壁を設置、被害が及んだ場合、申請人が責任をもって対応するとのことでした。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。続きまして、2番の案件について説明します。

申請地は山田のコンビニエンスストアから300mのところにあります。転用面積は143㎡、個人住宅です。給水は上水道、生活雑排水、下水道、雨水は自然浸透、周辺農地に被害を与えたときは、譲受人が責任をもって解決いたします。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は2番の案件の隣にあります。転用面積は143㎡、個人住宅です。給水、上水道、汚水・生活雑排水は下水道、雨水は自然浸透です。周辺農地に被害を与えたときは、譲受人が責任をもって解決するそうです。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。4番の案件について説明します。

申請地は玉名市立八嘉小学校より西側へ約500mの位置にある住宅が多く介在する土地です。申請人は現在玉名市寺田の借家住宅に妻と子どもたち家族で住んでおりますが、自己専用住宅を建築したいという計画を立てたところ、実家横の伯父所有の本件土地を一部分筆して譲渡してもよいという話になり、土地贈与の承諾も得たので宅地転用申請をして着工にかかりたいと予定しています。事業面積402㎡、うち転用面積402㎡、平屋建て、建築面積118㎡です。給水は上水道を利

用し、雨水は浸透枮を敷地内に設置して水路に流します。生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置して上水用水路に流します。また、転用による周辺農地との被害発生はないと考えますが、万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号5番につきましては始末書が出されておりますので、担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号5番の始末書が読み上げられましたので、受付番号5番から8番まで順に委員の説明をお願いします。

それでは、5番をお願いします。

○8番（本田多美子君） 5番の案件について説明します。8番農業委員、本田です。

譲受人は隣接する玉名市中坂門田に自宅があり、その進入路として昭和56年2月に申請地の分筆を行っています。その際、今回の申請地との境界が譲渡人、譲受人の隣地が全く異なっていたことから今回の申請に至っています。先ほど事務局から始末書の説明があったとおり、現在、譲渡人の土地の上に譲受人の倉庫が昭和62年から建っています。また、土地登記簿謄本から売買契約は昭和58年3月に成立していると思われませんが、地目が畑であったためすぐに所有権移転がなされなかったことも今回の案件を複雑にしていると思われれます。

計画概要としては、畑324㎡のうち既に倉庫が建っている部分の残りの土地を家庭菜園として利用します。雨水は自然浸透、浸透できない雨水は道路側溝に流します。申請地は、倉庫が建っている場所は既に砂利敷きとなっており、また家庭菜園予定の場所も特に造成は必要ないため、土砂の流出等はないと思われれます。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番につきましては、この担当する委員がちょっと遅れていらっしゃるということなので、最後に6番の説明をお願いしたいと思います。

それでは7番をお願いします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。7番の案件について説明いたします。

目的はコンビニの駐車場です。国道沿いのため最近大型車が増加し、時間帯によっては一般の利用客も多く、混雑してきているそうです。隣接する田んぼ2筆、同時に約1mほどの地盛りをされ、その北側にはL型擁壁を行い、また東側にも排水路がありますが、そこにもL型擁壁を設置されます。南側は501号線との隣接する道路がありますが、そこに同じ高さでコンビニに入れる駐車場を計画です。西側にその通路の道路があり、ここに別の進入路を一つ作られるそうです。給水や生活雑排水は必要ありません。雨水についても現在の駐車場と同じく東側の排水路に流されるそうです。

現地調査の結果、問題ないものと思いました。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、8番をお願いいたします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番、境です。8番の案件について説明いたします。

申請地は横島支所より1kmほど西へ行ったところですが、転用面積は246㎡、申請人は横島町で海苔資材の製造販売を行われている方です。製造工程で使用するパレットと諸資材の置き場が不足しており、今現在は数百メートル離れた親族の倉庫を借りておりますが、申請地は製造工場の敷地に隣接しており、譲渡人からも内諾を受けたので、運搬コストも不要、作業効率も大幅に向上する申請地を取得し、資材置場として事業用地を拡張する計画です。給排水は不要、雨水は地下浸透、被害防除計画として、盛土を1m、周囲にL型擁壁を設置し、隣接する工場敷地と同じ高さにして、造成工事前後の土砂の崩落を防止する。ガス、湧水、捨て石及び粉塵等の農業への影響も日照・通風・耕作への影響もありません。隣接地に損害が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲で対処するという事です。

審議のほどお願いします。

○議長（下川 安君） 只今、6番案件の委員がいらっしやいましたので、6番をお願いいたします。

○推12番（高本昌揮君） 推進委員番号12番、高本です。6番の案件について説明いたします。

岱明町山下の申請物件で、岱明町役場から西に500mほど行ったところの場所です。ここに住んでおられる方が家売るそうで、共同で入り口の場所を利用しておられて、処分するとのことなので弟からこの土地を譲り受けて、道の拡張をされるための5条申請です。給排水は不要で、排水・雨水、自然浸透、排水計画も不要とのことで、道は自分で機械を使って工事をされるそうです。

調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号9番につきましては、始末書が添付をされていますので、始末書を事務局で読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） それでは、9番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

○15番（境 浩之君） 9番の案件について説明します。

申請農地は横島支所から西へ2km、転用目的は農業用施設（選果場・事務所）等の建設です。申請者はトマトの栽培及び加工業を営んでいる農業法人です。事業拡大及び外部委託していた加工業務を自分のもとで製品化するため、既存の倉庫だけでは手狭になり、建て増しし、また、既存の倉庫も一部老朽化しているため、安全面からも建て直す必要があると考慮した。給水は既存の井戸水を利用、排水処理について、雨水は簡易浸透枳を設置、オーバーフロー分を南側水路へ流す。汚水・生活雑排水は公共の下水道へ接続放流する。地元区長からの排水承諾も得ておられます。造成中の土砂流出、堆積、崩壊のないよう十分配慮し、万が一被害が生じた場合には責任をもって対処するということです。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番にも始末書が添付されておりますので、事務局の担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま10番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく申し上げます。

○17番（中山一久君） 農業委員17番、中山です。10番の案件について御説明します。

申請地は国道501号線に接した位置にあり、付近にはコンビニエンスストア、郵便局、ホームセンターなどがあります。付近の国道501号線沿いは宅地化されており、今般、隣接地に令和5年4月に開業予定で、歯科医院を現在建設中であり、本件申請地を来客用及び看護師等用の駐車場用地として利用するものであります。申請地は国道に隣接して、開業予定地にも隣接しており、また、隣接地に農地もなく、隣接地域に被害を及ぼすこともなく、適地と選定したものであります。

現地調査の結果、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請について委員の説明が終わりました。ここで皆さんから御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

この許可申請が許可されたときにですね、連絡かなんかしなはっとですか。この案件は許可されましたよとか、事務局から。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。これは許可書は書面をもって通知されます。

○5番（坂本正敏君） 書面をもって、じゃあ今日は間に合わんということですか。

○事務局長（小山 博君） 到着は今日は無理ですけど、急ぎのときはお知らせすることはしております。希望によっては。

○5番（坂本正敏君） 9番の案件ですけど、着工は今日になっているんですよね。これはどういう意味ですかね。これ3ページの第2号議案も今日になっている。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。許可日というのが原則議案承認、可決の日が原則許可日となりますので、1月5日は確かにその日が総会で決議した。その日が5日というのはちょっと日程的にはどうかという感覚はあるんですけど、申請の議案を承認した日が許可日であることは間違いありませんので、原則許可日ですので、1月5日も間違いではございません。

○5番（坂本正敏君） じゃあ今日着工しているんですか。着工可能ということですか。朝から。

○事務局長（小山 博君） 可能かどうかというなら、朝からじゃなくて許可が必ずあった日ということになりますので、朝からしてよかていうことはなかです。

○5番（坂本正敏君） この後こうやって挙手して、許可できたならさるっていうことでしょうか。

○事務局長（小山 博君） はい、そのとおりです。

○5番（坂本正敏君） その通知はどがんしなはっとですかで最初に言うたでしょう。

○事務局長（小山 博君） 書面をもって出しますけど、到着はできませんけど、非常に、とにかく急いで早くせなん工期の日程とか、特別な場合はですね、その日に連絡をすることもございます。

○5番（坂本正敏君） これは連絡しなはっとですか。この案件は。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。大変申し訳ありません。今日転用担当の職員が急きょ出席ができなくなりましたので、申請者にどのような対応をしておったかちょっとこの場では不明でございますが。

○5番（坂本正敏君） わからんならそれでいいです。

- 議長（下川 安君） いいですか。
- 5番（坂本正敏君） わかんならんとやろ。どがんしよんなかでしよう。
- 議長（下川 安君） 多分向こうか申請者からなんかという連絡が来るんだろうと思いますけどね。もう許可は下りましたかというような。
- 5番（坂本正敏君） 着工日がおかしかったですよね、着工日が。
- 議長（下川 安君） だけんがそういう着工日を、許可日は今日なんだろうと思いますけれども、許可日が着工日というのがおかしいのかどうかちょっとわからんけれども、10日後着工してくれとか、普通的には15日ぐらいが着工日になっていますよね。だけん大体そのころ、許可書が届くころが着工日にしてくれと指導するんだけれども、許可日で着工してくれて、そういうようなやり取りが事務局と申請者の間でやり取りがあっているのかなと思います。
- 5番（坂本正敏君） ちょっと言いますけど、もう少し着工日を遅らせてくれんと許可は出しませんとかそういうことは言うてもよかて思いますけど。
- 局長（小山 博君） 表記の仕方については再度検討したいと考えております。以上です。
- 議長（下川 安君） ほかに何かございますでしょうか。
- （なしの声）
- 議長（下川 安君） なければ採決のほうに移りたいと思います。
- 議第3号農地法第5条の規定による許可申請10件ですけれども、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。
- （全員 挙手）
- 議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第3号については、許可することに決定いたしました。
- 次に、議第4号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請件数は96件です。事務局より説明をお願いします。
- 事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。
- 議第4号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。
- 議案8ページから9ページの総括表、10ページから18ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。
- 今回、所有権移転が29件、92,228㎡、利用権設定が49件、164,530㎡、合計78件、256,758㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し御提案しております。よろし

く御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第4号農用地利用集積計画の決定につきまして、96件につきまして、原案のとおり決定することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第4号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。報告第1号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第2号農地の形状変更届についての39件を事務局より報告いたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。19ページをお願いいたします。

報告第1号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和5年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、19ページから27ページまでの38件、合計118,168㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

報告第2号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和5年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、河崎の田356㎡を畑として利用するため形状変更届を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、総会をここで閉じたいと思います。

これをもちまして令和5年第1回の総会を終了します。

また1年間お世話になります。よろしくお願いします。

-----○-----

閉 会 午後3時43分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年1月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 高田 優子

農 業 委 員 村上 孝夫